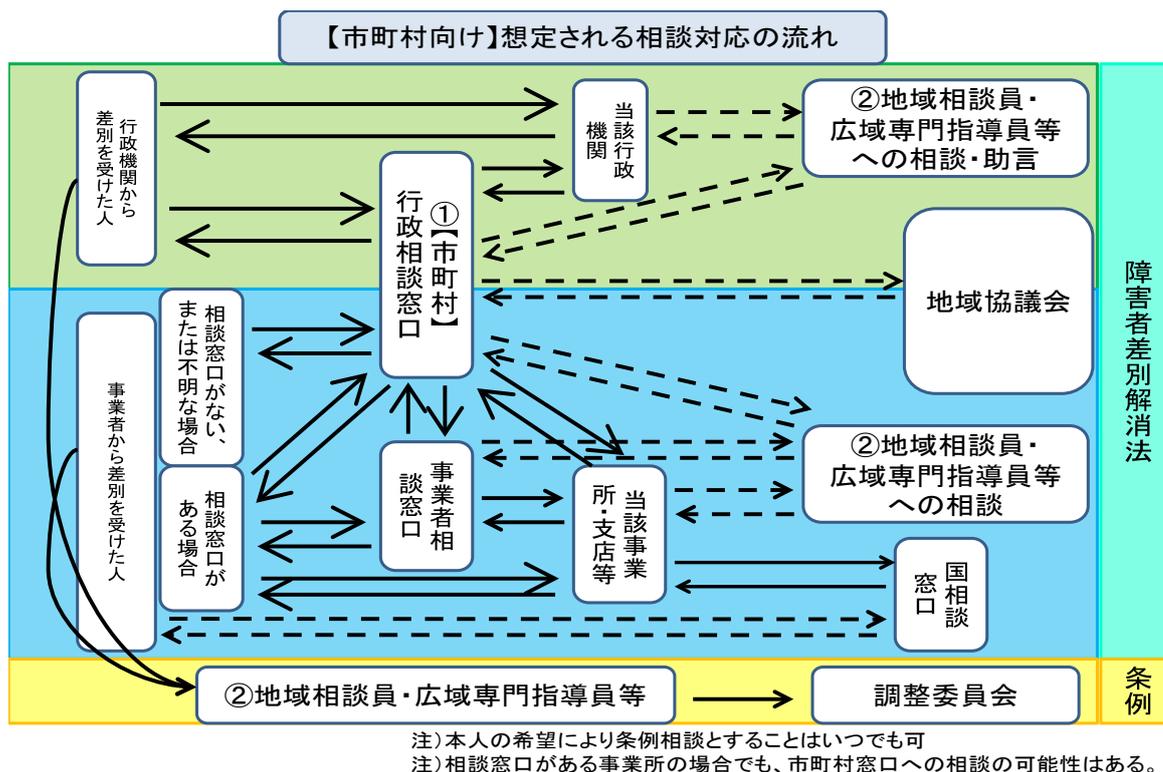


(図2) 想定される相談対応の流れ (市町村向け)



## ② 条例に基づく事例の蓄積や経験の活かし方

### ○ 課題

1,700件超の差別に係る事例の蓄積をどのように活用するか検討する必要。

### ○ 結論

- ・ 条例に基づき対応した事例等をまとめた「障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集」を作成。
- ・ 法施行後において、市町村に相談のあった事例を県で収集し、条例に基づく相談事例と併せて、県全体としての障害者差別の状況及びその対応状況を把握。また、地域協議会において、寄せられた相談事例から差別の背景や相談対応の在り方等に関する分析を行い、その結果を市町村に情報提供することにより、その後の相談活動に活用（事例の収集・分析に当たっては、相談者の意向に配慮）。

## ③ 条例と法との整合性

### ○ 課題

既存の条例と法との整合性確保に向けた検討が必要。

### ○ 結論

法施行に伴う条例の改正は行わない。しかし、条例と法との整合性を図るため、条例の解釈指針の改正を行い対応。

#### ④市町村支援

##### ○課題

法に先駆けて条例を施行し、知識や経験、実績を持つ県として、いかに市町村を支援できるかを検討する必要。

##### ○結論

- ・ 条例に基づく広域専門指導員は市町村からの求めに応じて連携を図り、助言等のバックアップ機能を担当。
- ・ 複数の市町村にまたがる事例は、広域専門指導員間の連携による対応も可能。
- ・ 条例に基づき、各分野に専門的知識を有する地域相談員を約 600 名配置。各市町村は、地域相談員に助言を仰ぐことも可能。

#### ⑤法と併せた条例の周知啓発

##### ○課題

障害者差別を防ぐため、特に障害のある人と普段接する機会のない人に障害についての理解を深めてもらうことで、差別のない社会の構築に向け、自分にできることを考えるきっかけを作る必要。

##### ○結論

- ・ 新たな広報啓発物としてパンフレットを作成し、パンフレットには相談窓口として各市町村の窓口を掲載。
- ・ 法施行の機会をとらえ、条例も周知啓発。県は内部職員に周知啓発を行うほか、市町村が主催する研修会等に講師を派遣。
- ・ 法と条例の周知啓発に、福祉教育との連携とその活用を検討。差別の解消をテーマに、福祉教育の教材において「障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集【マンガ版】」の活用を検討するなど、実効性ある連携を検討。なお、これらの検討は地域協議会において検討することが見込まれる。

#### ⑥地域協議会の在り方や検討議題

##### ○課題

地域の実情に応じた委員構成や運用方法、在り方を検討する必要。

##### ○結論

- ・ 想定されている委員構成やその機動性、検討議題等に鑑み、調整委員会の委員に国の機関（労働局・法務局）などの委員を新たに追加。
- ・ 調整委員会と同日に開催し、一体的な開催・活用を予定。
- ・ 個別事案の分析や検討等を地域協議会が担い、調整委員会は条例に基づく助言・あっせん・勧告・訴訟の援助を検討する際に個別事案を取り扱う。地域協議会は、調整委員会の既存の担任する事務を阻害するものではない。
- ・ 事案の発生予防の取組に関する協議を行う際には、条例に基づき推進会議の下に置かれる分野別会議の積極的活用を検討。